

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化 に関する法律について

令和6年6月

環境省











資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化 に関する法律の概要

第213回通常国会で成立 令和6年5月29日公布



- 令和6年3月15日に「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案」について閣議 決定し、第213回国会に提出。
- 法案においては、<mark>脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進</mark>するため、**基本方針の策定、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者**の再資源化の実施の状況の**報告及び公表**、再資源化事業等の高度化に係る**認定制度の創設**等の措置を講ずる。

基本方針の策定

再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体的に取組を進めていく必要があることから、環境大臣は、基本方針を策定し公表するものとする。

再資源化の促進(底上げ)

- 再資源化事業等の高度化の促進に関する**判断基準の策定・公表**
- ・ 特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の報告・公表



再資源化の高度化に向けた全体の底上げ

再資源化事業等の高度化の促進(引き上げ)

再資源化事業等の高度化に係る国が一括して認定を行う制度を創設し、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可の手続の特例を設ける。

※認定の類型(イメージ)

<①事業形態の高度化>

▶ 製造側が必要とする質・量の再生材を 確保するため、広域的な分別収集・再 資源化の事業を促進



<②分離・回収技術の高度化>

分離・回収技術の高度化に係る施設 設置を促進



例:ガラスと金属の 完全リサイクル



列:使用済み紙おむ つリサイクル

画像出典:太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライ 使田済紙おおつの再生利田等に関するガイドライン

<③再資源化工程の高度化>

▶ 温室効果ガス削減効果を高めるための高効率な設備導入等を促進



例:AIを活用した高効率資源循環

画像出典:産業廃棄物処理におけるAI・IoT等の導入事例第

1. 総則 (第1章)

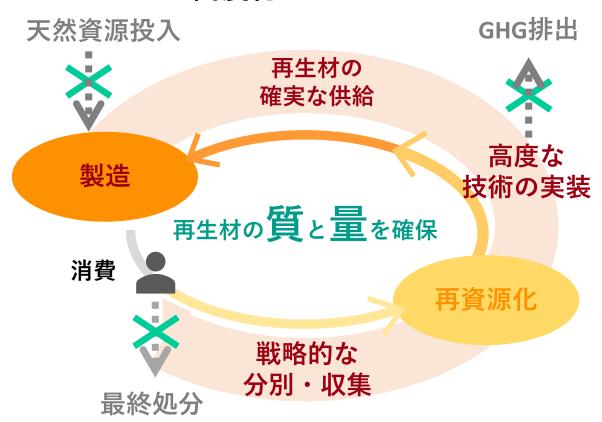


目的

(第1条関係)

◆ この法律は、効率的な再資源化の実施、再資源化の生産性の向上等による温室効果ガスの 排出の量の削減の効果が高い資源循環の促進を図るため、再資源化のための廃棄物の収 集、運搬又は処分の事業の過程の高度化を促進するための措置等を講ずることにより、環境の 保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすること。

<高度化のイメージ>



2.基本方針等(第2章)



基本方針の策定

◆ 環境大臣は、**資源循環の促進のための再資源化事業等の** 高度化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための 基本的な方針を定めるものとすること。 (第3条関係)

<基本方針の記載事項>

- 〇基本的方向
- ○再資源化事業等の高度化のための措置に関する事項
- ○再資源化を実施すべき量の割合に関する目標
- 〇その他重要事項

責務規定

(第4条~第7条関係)

玉

- ✓ 責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えるものとすること。
- ✓ 地方公共団体、廃棄物処分業者、事業者、研究機関その他の関係者が相互に連携して、製造業等の需要に応じた質・量の再生資源を提供する資源循環(以下「需要に応じた資源循環」という。)の促進に必要な措置を講ずるものとすること。

地方 公共団体

✓ 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化を促進するよう必要な措置を講ずるものとすること。

廃棄物 処分業者

- ✓ 再資源化事業等の高度化及び再資源化の実施に必要な措置を講ずるものとすること。
- ✓ 再資源化の実施の状況の開示に努めるものとすること。

事業者

- ✓ 再資源化が困難にならないよう、分別して排出する・分離を容易にする製品設計等に努めるものとすること。
- 🗸 製品に再生資源を活用するとともに、需要に応じた資源循環に取り組むものとすること。



- ▶国が目指すべき目標を定め、廃棄物・リサイクル業の発展に向けた施策 の方向性を提示。
- > 重要な関係者の役割を明確化し、一体的な取組を促進。

3.廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項(第3章第1節)



判断基準の策定

(第8条·第9条関係)

- ◆ 環境大臣は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化を促進するため、廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項を定めるものとすること。
- ◆ 環境大臣は、判断の基準となるべき事項を勘案して、**必要な指導及び助言**をすることができるものとすること。

<判断基準のイメージ>

- ○供給先の需要を把握し、**再生材の質・量を確保**すること
- ○可能な範囲で**技術の向上**を図ること

○省エネ型の設備への改良や運転の改善を図ること

○**目標**を定め、**計画的に取組を進める**こと

勧告·命令

(第10条関係)

- ◆ 環境大臣は、特定産業廃棄物処分業者※の再資源化の実施の状況が、判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができるものとすること。
 - ※産業廃棄物処分業者のうち、年間の処分量が政令で定める要件に該当するもの
- ◆ 環境大臣は、勧告を受けた特定産業廃棄物処分業者が、**正当な理由がなくてその勧告に従わなかった場合** において、**再資源化の実施の促進を著しく阻害すると認めるとき**は、中央環境審議会の意見を聴いて、その<mark>勧告に係る措置をとるべきことを命ずる</mark>ことができるものとすること。



- ⇒特に処分量の多い産業廃棄物処分業者で取組が著しく不十分なものは、産業全体の社会的評価が損なわれないよう、より強い措置を講ずる。

4-1.再資源化事業等の高度化に関する認定制度(第3章第2節)



<①高度再資源化事業>

(第11条~第15条関係)

認定等

需要に応じた資源循環のために実施する再資源化のための廃棄物の収集、運搬及び処分の事業(以下「高度再資源化事業」という。)を行おうとする者は、高度再資源化事業の実施に関する計画(以下「高度再資源化事業計画」という。)を作成し、環境大臣の認定を申請することができるものとし、高度再資源化事業計画の変更等について所要の規定を設けること。

事業のイメージ



例:ペットボトルtoペットボトル

廃棄物処理法の特例

✓ 環境大臣の認定を受けた者は、廃棄物処理法の規定にかかわらず、廃棄物処理法による 許可を受けないで、認定に係る高度再資源化事業計画に従って行う再資源化に必要な 行為を業として実施し、又は認定高度再資源化事業計画に記載された廃棄物処理施設 を設置することができるものとし、所要の規定を設けること。



例:新幹線の部品を 新幹線の棚にリサイクル

- ▶製造業者が求める質・量の再生材を供給するため、特定の廃棄物を地方公共団体の区域をまたがって広域的に収集し、質の高い再資源化を実施する事業を促進。
- ▶地方公共団体ごとに必要となる廃棄物処理法の許可について、国による一括認定により迅速に実現。

4-2.再資源化事業等の高度化に関する認定制度(第3章第3節)



<2高度分離·回収事業>

(第16条~第19条関係)

認定等

✓ 廃棄物(その再資源化の生産性の向上により資源循環が促進されるものとして環境省令で定めるものに限る。)から高度な技術を用いた有用なものの分離及び再生部品又は再生資源の回収を行う再資源化のための廃棄物の処分の事業(以下「高度分離・回収事業」という。)を行おうとする者は、高度分離・回収事業の実施に関する計画(以下「高度分離・回収事業計画」という。)を作成し、環境大臣の認定を申請することができるものとし、高度分離・回収事業計画の変更等について所要の規定を設けること。

事業のイメージ



例:太陽光パネルの 完全リサイクル

廃棄物処理法の特例

✓ 環境大臣の認定を受けた者は、廃棄物処理法の規定にかかわらず、廃棄物処理法による 許可を受けないで、認定に係る高度分離・回収事業計画に従って行う再資源化に必要 な行為を業として実施し、又は認定高度分離・回収事業計画に記載された廃棄物処理 施設を設置することができるものとし、所要の規定を設けること。



例:風力発電のブレード の解体



- ➤最先端の技術を用いた再資源化は、国内に事例が少なく、適正処理の 妥当性を判断することは容易でないため、施設の審査に時間がかかる。
- ▶国が最新の知見を踏まえ迅速に認定するとともに、これらの先進事例に 関する知見を蓄積し、同様の事業を全国的に波及。

4-3.再資源化事業等の高度化に関する認定制度(第3章第4節・第5節)



<③再資源化工程の高度化>

(第20条·第21条関係)

認定等

✓ 廃棄物処理施設の設置者であって、当該廃棄物処理施設において再資源化の実施の工程を効率化するための設備その他の当該工程から排出される温室効果ガスの量の削減に資する設備の導入(以下「再資源化工程の高度化」という。)を行おうとするものは、再資源化工程の高度化に関する計画(以下「再資源化工程高度化計画」という。)を作成し、環境大臣の認定を申請することができるものとすること。

事業のイメージ





例:AIを活用した 高効率な再資源化

廃棄物処理法の特例

✓ 環境大臣の認定を受けた者は、当該認定を受けた再資源化工程高度化計画に従って行う設備の導入については、廃棄物処理法の許可を受けたものとみなすものとすること。



- ▶廃棄物処理施設への先進的な高性能の設備導入は、国内に事例が少なく、その妥当性を判断することが容易ではないため、導入が進んでいない。
- ≻国の認定を通じて設備導入を促進し、脱炭素と資源循環を加速。

<登録法人への委託>

(第22条~第37条関係)

✓ 認定の審査に必要な調査のうち、認定の基準に適合しているかどうかの調査の一部を、環境大臣の登録を受けた者(登録調査機関)に行わせることができるものとする。これにより、迅速な認定を実現。

(参考) 認定を受けた者への監督等

玉

◆ 認定の基準の設定や認定の取消しを通じて、地方公共団体とも連携して監督を実施。

<認定の基準>

- ✓ 事業の内容が、資源循環の促進に資するものであること(生 活環境の保全上必要な措置を講じていることを含む)。
- ✓ 廃棄物処理施設が周辺地域の生活環境の保全等について 適正な配慮がなされたものであること。等

<監督権限>

- ✓ 環境大臣は、認定の基準を満たさなくなった場合などには、 認定を取り消し、または内容の変更を命ずることができる。
- ✓ 環境大臣は、認定を受けた者に対し、必要な指導及び助言 をすることができる。

<地方公共団体との連携>

- ✓ 廃棄物処理法と同様に、環境大臣は、廃棄物処理施設の設置を含む**認定の申請があったとき**は、当該**廃棄物処理施設の設置に関係する都道府県及び市町村の長**に対し、生活環境の保全上の見地からの意見を聴かなければならない。
- ✓ 環境大臣は、認定をしたときは、事業を実施する区域を管轄する都道府県及び市町村の長にその旨を通知しなければならない。

地方公共団体

◆ 廃棄物処理法に基づく権限によって、認定事業者を監督。

<都道府県知事>

- ✓ 不適正な産業廃棄物の処理がされた場合などには、認定 事業者に対して改善命令や措置命令を講ずる。
- ✓ 認定の基準に該当しない廃棄物処理施設の維持管理がされた場合には、改善命令や停止命令を講ずる。

<市町村長>

✓ 不適正な一般廃棄物の処理がされた場合などには、認定 事業者に対して改善命令や措置命令を講ずる。

5.再資源化の実施の状況の報告等(第4章)



再資源化の実施の状況の報告等

(第38条~第40条関係)

- ◆特定産業廃棄物処分業者は、毎年度、産業廃棄物の種類及び処分の方法の区分ごとに、その処分を行った数量及びその再資源化を実施した数量を環境大臣に報告しなければならないものとすること。
 - ※特定産業廃棄物処分業者以外の産業廃棄物処分業者も、任意で報告することができることとする。
- ◆ 特定産業廃棄物処分業者は、権利、競争上の地位等が害されるおそれがあると思料するときは、**再資源化を実** 施した数量がその処分を行った数量に占める割合をもって公表を行うよう環境大臣に請求できるものとすること。
- ◆ 環境大臣は、報告された事項について、公表するものとすること。



- ▶ 廃棄物・リサイクル業が再資源化した廃棄物の種類・量に関する個別企業ごとの情報を国が集約・公表し、資源循環の促進に向けた情報基盤を整備。
- ▶ 廃棄物・リサイクル業と製造業者とのマッチング機会の創出。

<公表内容のイメージ>

社名	産業廃棄物の種類	処分方法	年度の処分量	再資源化した 産業廃棄物の量
	廃プラスチック	破砕	1,000トン	600トン
●●産業		焼却	1,500トン	0トン
	がれき類	破砕	400トン	400トン
●●興業	廃プラスチック	破砕	1,000トン	600トン
●●工業	廃プラスチック	(再資源化した	約24% 注量:600トン/全体	の処分量:2,500トン)

6-1. その他



財政上の措置等

(第41条関係)

◆国は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならないものとすること。

環境省の主な関連予算 (R6当初予算及びR5補正予算額)

產業競争力強化·経済安全保障

- ・プラ・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための設備高度化【エネ特】38(50)【R5年度補正】32
- ・脱炭素型循環経済システム構築促進事業【エネ特】47(47)
- ►化石由来資源からの再生可能資源(バイオマスプラスチック、SAF等) への素材代替の実証
- ▶金属・再エネ関連製品(太陽光発電設備等)等の省CO2型リサイクルの実証 等
- ・リチウムイオン電池等処理困難物適正処理対策検討業務 0.5(0.4)
- ・自動車リサイクルにおける再生材利用拡大に向けた産官学連携推進事業 【一部エネ特】【R5年度補正】17

産業競争力強化・経済成長及び排出削減効果が高い GXの促進

・先進的な資源循環投資促進事業 【GX】 50 (新規)

(金額は億円単位、括弧の付かないものはR6当初予算、括弧内はR5当初予算額)

GX経済移行債による主な投資促進策(案)

製造業	鉄鋼 化学 紙パルプ セメント	・製造プロセス転換に向けた設備投資支援(革新電炉、分解炉熱源のアンモニア化、 ケミカルリサイクル、バイオケミカル、CCUS、バイオリファイナリー等への転換)
	自動車	・電動車(乗用車)の導入支援・電動車(商用車)の導入支援
	蓄電池	·生産設備導入支援 ·定置用蓄電池導入支援
運輸 -	航空機	・次世代航空機のコア技術開発
489	SAF	·SAF製造·サプライチェーン整備支援
	船舶	・ゼロエミッション船等の生産設備導入支援
Π	くらし	・家庭の断熱窓への改修 ・高効率給湯器の導入・商業・教育施設等の建築物の改修支援
くらし	資源循環	・循環型ビジネスモデル構築支援
	兵 顺相來	※R6年度以降の資源循環の支援額は3年で300億円
り 等 -	半導体	※R6年度以降の資源循環の支援額は3年で300億円 ・パワー半導体等の生産設備導入支援 ・AI半導体、光電融合等の技術開発支援
等		・パワ−半導体等の生産設備導入支援
等	半導体	・パ ワ-半導体等の生産設備導入支援 ・AI半導体、光電融合等の技術開発支援
上等 エネルギー	半導体 水素等 次世代	・パ・ワー半導体等の生産設備導入支援 ・AI半導体、光電融合等の技術開発支援 ・既存原燃料との価格差に着目した支援・水素等の供給拠点の整備 ・A°ロフ゛スカイト太陽電池、浮体式洋上風力、水電解装置のサプライチェーン構築支援
等	半導体	・パ ワ-半導体等の生産設備導入支援 ・AI半導体、光電融合等の技術開発支援

6-2. その他



関連する施策との連携

(第42条関係)

◆ 国は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策の促進に当たっては、 地球温暖化の防止に関する施策、生物の多様性の保全に関する施策その他の関連する施 策との連携を図るものとすること。

施行期日

(附則第1条関係)

- ◆基本方針及び判断基準関係:公布の日から起算して9ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日
- ◆その他の規定:公布の日から起算して1年6ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日